札幌市補装具費代理受領登録事業者誓約書

　　　年　　　月　　　日

（宛先）札　幌　市　長

（申請者）住　　　所

事業者名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　札幌市補装具費の代理受領に係る補装具製作事業所の登録等に関する要領第２条に基づく事業所の登録の申請に当たり、「過去の物品の販売等に関する契約において、債務不履行又は契約義務違反の事実がないこと」、「過去に法人市民税（個人事業主にあっては市町村民税）を滞納した事実がないこと」及び「刑事事件における前科がないこと」を申し立てるとともに、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

１　補装具費の支給対象となる補装具（以下「補装具」という。）の提供に関しては、関係法令、通達、札幌市の要綱等を遵守すること。

２　補装具の制作、販売、貸与又は修理（以下「制作等」という。）を行うに当たっては、札幌市、札幌市身体障害者更生相談所、医療機関その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

３　身体障害者、難病患者等であって18歳以上のもの又は身体障害児若しくは難病患者等であって18歳未満のものの保護者（以下「障がい者等」という。）の意思及び人権を尊重し、常に障がい者等の立場に立った補装具の販売等に努めること。

（見積書の発行）

４　補装具の制作等を障がい者等から依頼された場合は、その製作等に係る費用を見積もり、「見積書」を障がい者等に発行すること。

（見積書の内容変更）

５　補装具に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更の内容を、見積書を発行した障がい者等に連絡すること。

また、変更前の見積書の内容に基づいて承認された補装具費支給決定通知書については、無効となることを当該障がい者等に説明し、変更後の内容に基づく見積書を発行するとともに、改めて札幌市に対して変更後の見積書の提出を行うよう説明すること。

（契約書等の交付）

６　障がい者等から補装具の製作等を請け負うときは、原則として契約書等契約内容の分かる書面（以下、「契約書等」という。）を交付し、契約内容について懇切丁寧に説明すること。

なお、契約書等には補装具の代金、納品予定日、製作開始後にキャンセルした場合の取扱い、納品後のアフターケアについて明記することとし、書面により難い場合には、口頭で説明を行った上で、障がい者等から確認の署名又は押印を受けること。

（領収書の発行）

７　障がい者等から補装具の購入、借受け又は修理に係る費用を受領したときは、領収書を発行すること。

（自己負担額の受領）

８　「札幌市補装具費支給事務取扱要綱」第11条に定める代理受領により補装具費の請求を行なう場合は、補装具費支給券に記載されている自己負担額の支払を障がい者等より受けるものとし、貸与の開始月又は終了月に日割計算を行う場合を除いてこれを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担金の受領後、障がい者等へ領収書を発行すること。

（納品後の修理）

９　納品後９か月以内に通常の使用状態（災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病的変化により生じた不適合、目的外使用、取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除く）で破損し、又は不適合となった場合には、原則として事業者の責任において改善すること。

（記録の整備）

10　補装具の製作等に関する記録及び金銭収受に係る帳簿を整備し、納品（貸与の場合は返却）日から５年間保存すること。

（指導・調査等）

11　市長が、必要があると認めた補装具費の支給に関して指導若しくは調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

12　関係法令、通達、札幌市の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

（登録の取消等）

13　この遵守事項に違反した、不正な手段により事業所の登録を届け出た等の場合に、市長が当該登録を取り消すこと、及び、当該取消後市長が定める取消期間中は再度登録を受けることができないことについて、異議を唱えないこと。

（苦情処理等）

14　障がい者等からの苦情又は相談があった場合、障がい者等又はその家族の状況を詳細に把握し、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、障がい者等の立場を考慮しながら、事実関係の認定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。そのほか、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を障がい者等の立場に立って検討し、対処すること。

（賠償責任）

15　補装具の製作等の際に、事業者の責めに帰すべき事由により、障がい者等又はその家族の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、障がい者等に対してその損害を賠償すること。

（秘密保持）

16　事業所の職員は、業務上知り得た障がい者等又はその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得た障がい者等又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とすること。

（その他）

17　届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。